



令和2年(2020年)4月28日

保護者様

箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための保育施設の
臨時休園の延長について(5月7日から5月10日の対応について)

平素は、本市保育施設の運営にご理解・ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

また、保育施設につきましては、4月20日(月)から5月6日(水)までの間、原則、休園・休所としていることにご協力いただき、ありがとうございます。

5月7日(木)以降の対応につきましては、国の緊急事態宣言の今後の取り扱い等を踏まえ決定することとなりますが、大阪府において学校再開について5月7日(木)から10日(日)まで引き続き臨時休業とするとの方向性が示されたことを踏まえ、本市におきましても、保育施設の休園・休所の期間を5月10日(日)まで延長することに決定しましたので、お知らせします。

なお、5月11日(月)以降につきましては、国・府の判断を踏まえ本市としての対応を決定し、再度連絡する予定です。

また、5月7日(木)から5月10日(日)までの対応につきましては、5月6日(水)までの対応と変更はなく、下記のとおりとなります。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 令和2年4月20日(月)から5月10日(日)までの間、原則、休園・休所とします。
2. 保育については、以下のかたなどで、かつ家庭保育を行う家族がいないかた(行えない日)に限定して行います。
 - 医療機関で従事しているかた
 - 警察、消防、保育所、介護施設等に勤務など、社会の機能を維持するための就業に従事しているかた
 - ※府が示す「休止を要請しない施設」で勤務しているかた
 - ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難なかた
3. 休園・休所期間中に保育が必要なかたは、別紙「保育利用申出書」を通園している保育園所あてにご提出ください。4月20日(月)から5月2日(土)の利用に関してすでにご提出いただいているかたも、5月7日(木)から5月9日(土)の間で利用が必要な場合は、通園している保育園所にご提出いただきますようお願いいたします。

保護者のみなさまのご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

状況は日々刻々と更新されますので、対応に変更が生じた場合は都度お知らせいたします。